

【目次】

1. 政府からのお知らせ
2. 相談会開催のお知らせ
3. 「理事等の名簿」(オフライン様式)作成においてご留意いただきたいことについて

1. 政府からのお知らせ

■東京 2020 オリンピック・パラリンピック開催に合わせて 2021 年の祝日が移動します。
「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律」の施行により、令和 3 年の国民の祝日については、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の円滑な準備及び運営に資するため、令和 3 年に限り、「海の日」(7 月 19 日)が 7 月 22 日(木)に、「スポーツの日」(10 月 11 日)が 7 月 23 日(金)に、「山の日」(8 月 11 日)が 8 月 8 日(日)(8 月 9 日は振替休日)となります。

なお、下記の URL より祝日の移動を周知するチラシをダウンロードすることが可能ですので、ご活用ください。

【参考 URL】https://www.kantei.go.jp/jp/headline/pdf/tokyo2020/2021holiday_flyer.pdf

2. 相談会開催のお知らせ

■公益認定申請及び公益法人の運営に関する相談会の開催案内

公益認定申請や法人運営に関し、各法人の実情に応じて、個別に無料で相談員(内閣府が委嘱する法律・会計の専門家)に御相談いただける相談会を開催しています。

○東京第 6 回開催(申込み〆切:1 月 12 日(火))

開催日:2021 年 1 月 20 日(水)

・相談会 1)13:00~ 2)14:00~ 3)15:00~ 4)16:00~

場所:エッサム神田ホール 1 号館(東京都千代田区神田鍛冶町 3-2-2)

※内閣府職員による簡易セミナーはございません。

○福岡第2回開催（申込み〆切：1月20日（水））

開催日：2021年1月29日（金）

・相談会 1)13:00～ 2)14:00～ 3)15:00～ 4)16:00～

場所：福岡朝日ビル（福岡県福岡市博多区博多駅前2丁目1-1）

※内閣府職員による簡易セミナーはございません。

詳細・申込み方法は下記を御覧ください。

<https://www.koeki-info.go.jp/#SeminarNews>

3. 「理事等の名簿」（オフライン様式）作成においてご留意いただきたいことについて

「理事等の名簿」（オフライン様式）（以下「名簿」）は、移行法人は代表理事が変更になった場合に、公益法人においては理事・監事・評議員などに変更が生じた場合にそれぞれご提出いただくことになっています。

「名簿」には、常勤・非常勤の別、生年月日、性別、住所をご記入いただくことになっておりますが、実際に提出いただいた「名簿」には誤記入なども多く行政庁における事務作業の支障となっております。

今般、システムを一部改修しました。下記(5)に関する部分など、記載要領が一部変更になった点を含め、改めてご留意いただきたいことを以下に掲載しますので、大変お手数ですが、よくご確認いただき、正確な「名簿」の提出にご協力いただきますようお願いいたします。

(1)氏名の表記、生年月日、郵便番号と都道府県・住所は、変更登記のために法務局へ提出した本人確認証明書類(※1)と完全に合致させてください。

(2)郵便番号は日本郵便株式会社のホームページで必ず確認して記載してください。(郵便番号が変更されている場合があります。)

(3)旧字・異体字や難解な漢字で変換入力できない字体については、必要に応じて別紙や備考欄に説明(※2)を書いてください。

(4)フリガナの誤記入に注意してください。(例えば、「ヒコ」(彦)が「ヒロ」になっているなど。)

(5)登記簿に旧姓と新姓の両方を登録した者については、「理事等の名簿」(オフライン様式)に記載する際に新姓の後ろに旧姓を()で記載してください。

(6)前行と同じ内容が次行に自動入力されないよう注意してください。(エクセルのオートコンプリート機能を解除しておく。)

(7)登記簿に登載されている順番で名簿に記入してください。(辞任・退任した者の欄は行ごと削除し、新任者は登記簿の登載順に従って行を追加して入力。)

(8)外国人の場合には、名の表記が先頭となることが多いので、「理事等の名簿」へ入力する際には「姓」「名」に順番を入れ替えて入力してください。

(※1) 本人確認証明書類の例

- ・住民票記載事項証明書(住民票)
- ・戸籍の附票
- ・個人番号カードの表面
- ・運転免許証の表面及び裏面
- ・パスポート (外国人の場合)
- ・在留カード (外国人の場合)

(※2) 字体を「偏(へん)」、「旁(つくり)」、「冠(かんむり)」、「脚(あし)」、「構(かまえ)」「垂(たれ)」、「繞(にょう)」などに分解した場合の字。

<根拠法令>

1. 氏名・名称

認定法第 13 条第 1 項第 4 号、同法規則第 11 条第 2 項第 1 号、同条第 3 条第 1 項

2. 住所

認定法第 7 条第 2 項、同法規則第 5 条第 3 項第 2 号

民法第 22 条

=====
このメールマガジンは送信専用メールアドレスから配信されています。

◇新規登録・登録解除（配信停止）、バックナンバー参照はこちらから

<https://www.koeki-info.go.jp/other/mailmagazine.html>

=====
[内閣府 公益法人メールマガジン]

発行：内閣府公益認定等委員会事務局総務課広報担当

〒105-0051 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル 12 階

TEL:03-5403-9586

Mail:koeki-seminar.s8h/アットマーク/cao.go.jp

送信の際は「/アットマーク/」を「@」に置き換えてください。

<国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト：公益法人 Information>

<https://www.koeki-info.go.jp/index.html>

=====

COPYRIGHT(C)2020 Cabinet Office, Government of Japan. ALL RIGHTS RESERVED.

本メールの無断転載を禁止します。